

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年9月13日まで

私は、B事業所に、中学校を卒業した昭和32年4月1日に、他の同僚と共に新卒採用者として入社した。

私が昭和32年4月1日からB事業所で試験室要員として勤務していたことは、同時期に入社した他の同僚や既に32年4月ごろ同事業所に勤務していた同僚の証言から確認できるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和32年9月13日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

また、申立人は雇用保険の一般被保険者資格を、入社した昭和32年4月1日に取得している。

さらに、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日

の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年4月1日とすべきところ同年9月13日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年4月から同年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山口国民年金 事案 477 (事案 245 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 48 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 48 年 10 月まで

申立期間当時は、A 市にある店に勤務しており、20 歳直前（昭和 43 年 12 月前）に国民年金保険料の集金をしていた自治会の女性から国民年金の加入手続を行うよう指示があつて手続をした。

申立期間当時は、同僚の B 氏と二人が住み込みで働いており、国民年金保険料は当初、店主に預けて納付してもらっていた。

年金記録を照会したところ、昭和 43 年 12 月から 48 年 10 月までの年金記録が無かった。

当初の申立て後、申立期間のうち昭和 45 年ごろからは集金人に支払ったことを思い出したほか、B 氏に確認したところ、国民年金保険料を市役所や金融機関で納めた記憶は無いとの証言を得られたので、申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付してもらっていたとする当時の勤務先の元店主は既に死亡しており、元店主の配偶者も高齢のため申立期間当時の状況を確認することができない上、申立人が所持している国民年金手帳はその記号番号から昭和 51 年 9 月 27 日に C 市で払い出され、資格取得年月日は 50 年 3 月 20 日であることから、申立期間は国民年金未加入期間であり国民年金保険料を納付することができないこと等から既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は申立期間のうち、昭和 45 年ごろから 48 年 10 月までの期間は集金人に国民年金保険料を直接支払ったと主張するが、申立人は約 3 年の長期に

わたり納付していたとする集金人の性別、年齢等について記憶が無い上、国民年金保険料の納付を示す資料も見当たらない。

さらに、申立人の同僚であったB氏は、申立人が集金人に保険料を支払っていたか否かは覚えていない上、B氏自身の保険料の納付状況に係る記憶も明確でなく、B氏が市役所や金融機関で納付した記憶が無いことをもって、申立人が申立期間において保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで

昭和60年10月のある日、A社会保険事務所の職員を名乗る男性が私の夫（以下「夫」という。）の職場を訪問し、夫に私の国民年金保険料が一部未納になっているから納付するように言った。

昭和60年10月5日、夫が自分の預金口座から15万円を引き下ろして一人でA社会保険事務所へ行くと、夫の職場を訪問した社会保険事務所の職員が私の未納となっているという国民年金保険料を示したので夫がその場で一括して6万4,000円ぐらい納付したら、同職員が「未納保険料は、すべて整理がついた。今の時点では未納は一切ありません。」と言って、領収書をくれた。

しかし、社会保険庁の国民年金被保険者記録を確認したところ、一括して納付したはずの申立期間に係る納付記録が無かった。申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が記憶する納付時期（昭和60年10月）において、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができないほか、社会保険事務所職員が、昭和60年10月当時、国民年金に未加入であった申立人の婚姻関係を把握し、共済組合員であるその夫の職場を特定して訪問するとは考え難く、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、B町（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認簿から、申立人は同町において昭和48年4月25日に初めて

国民年金に任意加入したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は婚姻後に同町以外への転居事実が無く、申立人自身も「申立期間に係る任意加入の手続を行ったことも、申立期間に係る国民年金保険料を自治会の集金員に集金されたことも、社会保険事務所から納付勧奨を受けたことも無い。」と述べており、別の同手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

加えて、申立人の夫が一括して納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と大きく相違している上、申立人の夫は「私がA社会保険事務所の1階の奥の事務室において納付した。」と述べているが、同社会保険事務所は「当事務所の国民年金課は、申立人が申立期間の保険料を納付したとする当時から、事務所の2階にある。」としており、申立人の夫が当該保険料を納付したとする場所の記憶も曖昧であり、このほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 5 日から 46 年 9 月 15 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 21 日から 50 年 8 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

株式会社Aを退職し、昭和 52 年ごろに、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書が郵送されてきた。どうしてよいのか分からなかったので、そのまま放置していた。同通知書は現在も所持しており、脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は現在も当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせを行わなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人の所持している厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算に誤りは無いなど、一連の脱退手当金の支給事務の処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 1 月 10 日から同年 12 月 20 日まで  
② 平成 7 年 1 月 9 日から同年 6 月 30 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①は、A株式会社で、また、申立期間②は、B株式会社で、いずれもトンネル工事の坑内夫として勤務していた。両社からは健康保険証をもらっていたので厚生年金保険の加入記録が無いのに納得ができない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同人が所持している出稼労働者手帳の雇用通知書及び雇用保険の加入記録から、申立期間①はA株式会社に、また、申立期間②はB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、A株式会社からは、「当時、出稼労働者については、日雇特例被保険者の適用除外の承認を受けて、C国民健康保険組合が運営する国民健康保険に加入する第二種組合員としていた。」との回答が得られ、申立人は厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、B株式会社は、平成 10 年に解散、清算終了しているが、元事業主の親族である当時の事務担当から、A株式会社と同内容の供述が得られ、申立人は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は同僚を覚えておらず、申立人と同様の勤務形態であった同僚から証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月3日から34年10月14日まで

私は、申立期間についてA市のアメリカ軍キャンプで勤務していたが、途中からB市のアメリカ軍キャンプに異動となった。

勤務内容は、B市のアメリカ軍キャンプのC係として、D業務を行っていた。

以上のことから勤務していたことは間違いなく、申立期間について厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間前までアメリカ軍キャンプにおいて勤務していたことは、社会保険事務所が保管するE県F課を事業主とする健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

しかし、昭和27年4月に日米平和条約が発効し、進駐軍（連合軍）の占領が終了したことによって、29年12月にはB市のアメリカ軍キャンプは返還され、申立期間の時期には自衛隊基地となり、進駐軍も順次引き揚げ、E県F課では多数のキャンプ従業員が退職するなど業務を縮小する時期であったことがうかがわれる。

また、E県G課及び独立行政法人H機構I支部には、申立期間当時の資料は無く、H防衛事務所にも同様に資料は無いとの回答を得た。

さらに、申立期間に申立人とアメリカ軍キャンプに勤務していたとする複数の同僚は申立期間において他の事業所で厚生年金保険に加入しており、同僚からは申立人が申立期間に勤務していたかは記憶に無いとの証言が得られ、多数の同僚は既に亡くなっていることから、当時の状況等について証言を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するE県F課を事業主とする健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間前後に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番がみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 22 年 4 月まで

私は、昭和 20 年 12 月ごろ、A会の理事であったB氏に依頼されて、21年1月から22年5月まで同会に勤務したが、厚生年金保険の記録は22年5月の1か月しかない。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 21 年ごろにA会に勤務していたことは同僚の証言によりうかがうことができるが、申立人の同会の勤務期間に関する記憶は定かではない上、同会は 23 年 8 月に法定解散し、その後も合併を繰り返すなどしており、事業所から人事記録等の関連資料も入手できないほか、申立期間当時の事情を知る上司、同僚もほとんど亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる資料等の収集及び証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、それ以前に申立人の記録は確認できず健康保険の整理番号にも欠番がみられないことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 3 日から 55 年 12 月 5 日まで  
② 昭和 56 年 3 月 20 日から 59 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 36 年 4 月に A 有限会社に入社後、53 年 12 月に体調を崩し一度退社したが、54 年 1 月には同社へ再就職した。

その後、昭和 55 年 12 月に A 有限会社が経営していた B 市内の店舗の経営権が C 株式会社に譲渡される際、引継及び業務指導のため C 株式会社に入社した。

しかし、3 か月後には元の職場である A 有限会社に戻り昭和 59 年 12 月まで勤務しており、私の A 有限会社における厚生年金保険加入期間を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から申立人が A 有限会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 53 年 12 月に退社し、再入社した後の申立人の待遇は、正社員でなかったことが同僚の証言から推測される上、申立期間における勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時申立人は、55 歳で老齢年金の受給権を有していたものの当該事業所に再入社した昭和 54 年 1 月から、受給権を失権することなく老齢年金を受け取っていることが社会保険庁の記録で確認でき、当該期間中に申立人は厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

さらに、申立人と同様に、老齢年金を受給しながら勤務していた同僚によると「老齢年金を受け取るため、一度退社し再雇用されたが、その際には事

業所より社会保険の適用がないことの説明があり、賃金の調整もあった。」と証言している。

加えて、申立期間②においては、B市の国民健康保険の加入記録によれば、申立人は申立期間を含めた昭和56年3月21日から平成20年4月1日までの間国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から29年2月1日まで

私は、昭和26年7月1日にA製作所に就職した。その後、事業所名がB製作所、株式会社Cと変遷したが30年2月末まで引き続き勤務したのに、27年2月1日から29年2月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者とされていない。

在職中に同僚が入ってきたり退職したりした際、社会保険事務所の事務処理か何かの誤りにより、私の厚生年金保険の記録が削除されたのではないかと思っている。

また、昭和28年11月の中旬か下旬ごろにD病院に入院して手術を受けた時に傷病手当金を受給した記憶があることから、当時の私には社会保険が適用されていたと思っている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A製作所及び株式会社Cの元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、申立てに係るA製作所又はB製作所と称する事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、社会保険庁の記録によると、A製作所は昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B製作所は申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が申立期間当時一緒に働いていたとする複数の元同僚にも申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間は無いことが確認できる。

また、申立人は「昭和28年11月の中旬か下旬ごろにD病院に入院した時に傷病手当金を受給した記憶があることから、当時の私には社会保険が



適用されていたと思っている。」と申し立てているが、D病院は当時の資料が無いため申立人が入院していたかどうか確認できないとしており、元同僚からも「申立人が長期入院していたという記憶は無い。」との証言を得た。

さらに、A製作所を継承する株式会社Cは「申立期間当時の資料は無い上、当時の経営者は申立期間当時の事情の記憶は無く、申立人の申立てに係る周辺事情等は分からない。」としている上、複数の元同僚から聴取しても、当該期間において事業主により保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。